

泉大津まるごとバル参加店募集要領

泉大津商工会議所
泉大津サプライズ協議会

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の飲食店、小売店をPRすることで新規顧客獲得を図り、まちの魅力を発信することで地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

- 参加店舗には、事前にエントリーする部門を決めていただきます。
 - ① テイクアウト・食品小売販売部門
 - ② 店内飲食部門
- 参加店舗には、期間中、泉大津まるごとバルチケット1枚（800円【バラ売り券価格】）で提供していただく「チケット限定メニュー」を決めていただき、お客様に提供していただきます。
※チケット限定メニュー ⇒ 「各店が趣向を凝らした食べ物」又は「お店の自慢の逸品」
- お客様には事前に泉大津まるごとバルチケットを購入していただき、チケットとマップを手に気になるお店を訪問してもらい、テイクアウトか店内飲食によりチケット限定メニューを気軽に楽しんでいただきます。

3. 開催期間等

- (1) 限定メニュー提供期間 令和4年10月16日（日）～23日（日）
- (2) 金券期間 令和4年10月24日（月）～31日（月）
※金券期間は、限定メニュー提供期間に購入した「泉大津まるごとバルチケット」を使いきれなかったお客様への救済措置並びに再来店を促すために実施するものです。泉大津まるごとバルチケット1枚を700円分の金券として取り扱ってください（釣り銭は出ません）。
- (3) チケット利用期間 令和4年10月16日（日）～31日（月）

4. 参加費

- (1) 無料

5. 泉大津まるごとバルチケットについて

- (1) 名称 泉大津まるごとバル（以下「チケット」という）
- (2) 発行者 泉大津サプライズ協議会（管理運営：泉大津商工会議所）
- (3) 発行枚数 3枚綴り券：2,500冊、バラ売り券：200枚
- (4) 販売価格 3枚綴り券：2,100円/冊
バラ売り券：800円/枚
- (5) 販売場所 ① 3枚綴り券：泉大津商工会議所、テクスピア大阪
市内郵便局9局、参加店舗
② バラ売り券：泉大津商工会議所、テクスピア大阪

※3枚綴り券を事前に1冊以上買取っていただき、チケットを販売していただきます。売れ残り分は換金の際に一緒に処理させていただきます。

(6) 販売期間 8月17日(水)～10月14日(金)

6. 換 金

- (1) 換 金 額 700円/枚
(2) 換金請求期間 令和4年10月26日(水)～11月18日(金)
(3) 換 金 方 法 換金申請書と受け取ったチケットを泉大津商工会議所(泉大津市田中町10番7号)に持参。
(4) 振 込 日 令和4年11月30日(水)までに指定口座に振り込みします。
※初回の振込手数料は、泉大津サプライズ協議会で負担しますが、2回目以降の振込手数料は受取人負担となります。

7. 参加条件

- (1) 泉大津市内に実店舗を有し、営業していること。
(2) 必要な許認可を取得していること。
(3) スタンプラリーに参加すること。
(4) 積極的にチケットを販売すること。

8. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 本チケットは各店舗の指定するメニューにのみ使用できます。
(2) 不足分は現金等で受け取ってください(限定メニュー提供期間中は他のメニューに本チケットは使用できません)。
(3) 利用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。
(4) チケットの紛失及び盗難は、全て自己責任となります。
(5) 金券期間では、限定メニューの提供はありません。既存メニューを提供してください。

9. スタンプラリー

- (1) 目 的 販売促進でお客様に店舗を巡回してもらう為、スタンプラリーを実施します。スタンプラリー台紙をお持ちのお客様に対して、会計時に店舗のスタンプを押印してください。異なる店舗のスタンプを3つ集めていただき、泉大津商工会議所へ応募いただいた方を対象に抽選で賞品をプレゼントします。
(2) 実施期間 令和4年10月16日(日)～23日(日)
(3) スタンプ お店でスタンプを1つ決めてください。
(4) 応募方法 ① 異なる店舗を3件回り、スタンプラリー台紙に押

印します（※スタンプラリー台紙は3枚綴り券に付いています）。

② 官製はがきにスタンプラリー台紙を貼付し、泉大津商工会議所まで郵送します。

③ スタンプラリーの応募資格は、3枚綴り券を購入した方のみとなります（※バラ売り券には、スタンプラリー台紙は付いていません）。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (5) 応募締切 | 令和4年10月31日(月)必着 |
| (6) 賞品 | 3,000円相当の品を20本 |
| (7) 当選確認 | 当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。 |

10. テイクアウトメニューの販売並びに調理における注意事項

テイクアウトは、店内で提供するよりも喫食までに時間がかかるため、食中毒を起こす可能性が高くなることから、通常の一般衛生管理を励行するとともに、以下の点に注意してください。

- (1) 作り置きはせず、原則として注文に応じて調理するなど、設備や人的能力に応じた計画的な調理を行ってください。
- (2) 胃腸炎症状など体調不良のある従事者は、調理に従事させないでください。
- (3) 食品は中心部まで十分に加熱（85～90℃で90秒間以上）してください。
- (4) 未加熱の生野菜や卵焼きは提供メニューから外してください。
- (5) 調理後の食品は長時間常温で放置しないでください。
- (6) 食品を容器に詰める際は素手で行わず調理器具や使い捨て手袋を使用し、食品は十分に冷ました後に詰めてください。
- (7) 販売の際には、クーラーボックス、保冷庫等を使用するなど、適切な温度管理を行ってください。特に屋外で販売する場合は、日光に直接さらさず、長時間にわたり不適切な温度で陳列することのないよう注意してください。
- (8) 調理後の食品は、調理終了後から2時間以内の喫食が望ましいとされています。購入後は早めに食べるよう、お客様へ受け渡し時に声かけをして促してください。
- (9) 販売された食品の安全性を必要に応じ検査するための「検食」を保存してください（冷蔵又は冷凍で72時間）。

11. 参加店舗の資格

泉大津市内に実店舗を有している飲食店及び食品小売店で、次に掲げる(1)～(3)に該当する事業者を除いた店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業をおこなっている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合は業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者。

- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

12. 参加店舗の責務等

- (1) 参加店であることが明確になるようポスター等を利用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだチケットは、受け取る際に偽造等の問題がないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合は受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに主催者まで報告してください。
- (3) チケットを受け取った時は、他店での再使用を防止するため、チケット裏面の所定欄に参加店を記入（スタンプ可）、受領印として代表者印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、滅失または偽造・模造、換金期限切れ等による損失は参加店の責務とし、主催者は責を負いません。
- (5) イベント期間中は団体予約等で来店されたお客様を断らないようにしてください。また、チラシ案内等に記載されている営業時間を厳守してください。
- (6) 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置など発令された場合は、その要請に従ってください。

13. その他・諸注意

- (1) イベント当日のお客様の動員人員数はお約束できません。
- (2) 泉大津まるごとバルチケット1枚には、消費税・席料等の入店時の費用が含まれています。
- (3) 追加注文につきましては、各店舗のルールでお願いします。
- (4) 限定メニューが売り切れた場合でも、泉大津まるごとバルチケットが利用できるように別メニューでの対応をお願いします。

14. 申込・問い合わせ先

- 泉大津サプライズ協議会（泉大津商工会議所内）
電話番号：0725-23-1111